

第 19 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス4A

議案 取締役7名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/9341/>



証券コード 9341

2024年6月4日

(電子提供措置の開始日 2024年5月30日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

株式会社 GENOVA

代表取締役社長 平 瀬 智 樹

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://genova.co.jp/>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR」「個人投資家の皆様へ」または「機関投資家の皆様へ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

【株主総会資料掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/9341/teiji/>

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「GENOVA」または証券「コード」に「9341」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2024年6月20日（木曜日）午後6時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2024年6月21日(金曜日) 午前10時
2. 場所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタコンファレンス4A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第19期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権の行使等についてのご案内)

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

(2) 議決権行使書に賛否の表示のない場合の取扱い

各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://genova.co.jp/>)に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月20日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月20日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXX年XX月XX日

議案日現在のご所有株式数 XX股
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
郵便番号 XXXXX

見本

○○○○○○○

ここに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

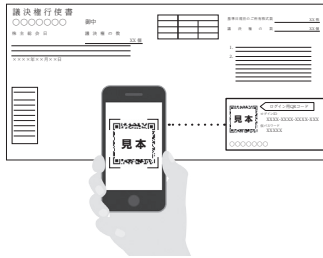
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症が克服されていく中、社会経済活動の正常化が進みインバウンドを含む人流もコロナ前の水準を上回り、国内外の需要や経済活動に活気を取り戻しつつあります。一方で、ウクライナ情勢を含む地政学リスクの長期化に加え、中東情勢が緊迫化するなど不安定な状況は継続し、資源や資材価格を含む原材料やエネルギー価格の高騰、また金融市場では米国の物価上昇率が2%に戻るのに想定以上の時間を要していることから、市場での利下げ観測が一段と先送り感が強まり、円安進行を含む資本市場へも大きな影響が懸念され、我が国の景気の先行きは引き続き注意が必要な状況が継続しております。

このような事業環境のもと、当連結会計年度においては、メディカルプラットフォーム事業の主力事業である「Medical DOC」については顧客事業所数、契約件数、契約単価が全て引き続き堅調に推移いたしました。また、スマートクリニック事業の「NOMOCaシリーズ」「CLINIC BOT」に加え、当連結会計年度の7月に導入した新サービスの「NOMOCa AI chat」が販売開始以降、継続的に反響を呼んでおります。こちらのサービスはお客様のクリニックのFAQデータやWEBサイト情報をもとに、ChatGPTを搭載することで、複雑な質問に口語体で自然にAI chatbotが受け答えします。本サービスは当社のスマートクリニック事業が新たに掲げたビジョンである「クリニックオートメーションによる患者さんの利便性・クリニックの生産性最大化」に沿っており、今後も拡大することを期待しております。

当社の成長ドライバーである人員においては、当連結会計年度の4月に入社した新卒約50名の教育・育成に積極投資を継続しつつ、同時に即戦力となりえる人員の採用を継続的に行い、前年と同様に人的資本に対して強化する方針としております。また、事業拡大に伴い当社の9拠点目となる広島営業所を開設し、営業を開始いたしました。このように新人員と新拠点が共に稼働することにより、当社グループの主力事業のオーガニック成長に貢献し、また、非連続的な成長の創出にも積極的に取り組むため、新事業・新サービスに向けた事業提携も引き続き検討を進めております。

セグメントごとの経営成績を示すと、以下のとおりです。

a. メディカルプラットフォーム事業

メディカルプラットフォーム事業では、医療メディアであるMedical DOCを中心に、医療機関と患者さんへの適切な医療情報のマッチングを実現しております。当メディアでは、月間PV数は継続して伸長しており、2月には過去最高の1,449万超の月間PV数を獲得いたしました。

当連結会計年度では、Medical DOCの中でも各治療や診療科目に特化した特化型サイトを複数追加し、本格稼働を開始しました。当特化型サイトでは、各治療において基準を満たし、豊富な治療経験を持つ信頼のできるプロフェッショナルドクターの医療機関を紹介するサービスとして提供しております。超高齢化社会を迎えた現代の日本において健康寿命増進という社会課題を解決すべく、利用者の皆様により一層適切な情報へアクセスいただくことを目的としております。利用者に求められるコンテンツの掲載ができていることから、月間PV数の増加を背景に顧客事業所数が伸長し増収となり、当連結会計年度の契約件数は3,804件となりました。

この結果、セグメント売上高は5,422,111千円（前連結会計年度比32.8%増）、セグメント利益は2,975,325千円（前連結会計年度比31.3%増）となりました。

b. スマートクリニック事業

スマートクリニック事業では、新たに掲げたビジョンである「クリニックオートメーションによる患者さんの利便性・クリニックの生産性最大化」を軸に、主に、クリニックの業務効率化を進め、医療人材不足への対応、不要な医療事務業務の撲滅、患者さんの待ち時間短縮を目指しサービス開発を進めております。当連結会計年度の7月から販売を開始した「NOMOCa AI chat」はクリニックの受付業務の1つである「電話業務」にかかる時間やコストを削減し、医療DX化により、ヒトからAIへタスクシフトすることでスタッフの余裕ある時間を生み出し、更には患者さんの利便性を向上することを目的としている取り組みになります。サービスの提供を開始してから医療機関からは継続的なニーズの獲得ができており、リリース以降半年で累計700件以上の契約件数まで成長し、医療機関の生成AI利用の推進を実現しております。今後も、仮予約や利便性向上を目的とした開発を行い、更なる医療DX推進に貢献していく予定です。

このような新たなサービス以外でも当連結会計年度の2月では株式会社Doctorbookを始め、mappin株式会社、株式会社メディカルフォースと様々な企業と事業連携を開始しました。株式会社Doctorbookは歯科医師や歯科衛生士などの歯科医療従事者向けメディア「Doctorbook academy」を運営しており、連携することにより深刻化する医療業界の人材

不足を求人情報コンテンツの提供により解消に貢献することを目的としております。mappin株式会社は医療機関向け在庫管理・自動発注システム「pitto（ピット）」を運営しており、当社と連携をすることによりクリニックの在庫管理と発注プロセスを革新し、医療業界の新たなインフラを実現できると考えております。株式会社メディカルフォースは自由診療・美容クリニック向けクラウド型電子カルテ「medicalforce」を運営しており、当社は同サービスの販売代理店契約を締結しております。これにより、当社の強みである医療機関ネットワークを活かして販売を拡大することで、今後も医療業界の発展に貢献していけると信じています。

なお、スマートクリニック事業の主力事業である自動受付精算機とセルフ精算レジについては、従前から株式会社新世紀とOEM契約を通じて代理店として提供を行っていましたが、当連結会計年度の2月にクリニック向け自動精算機の国内の医科歯科無床診療所における総販売代理店契約を同社と締結しました。締結の背景は、よりパートナーシップを強化し、サービス普及の拡大を目的として合意いたしました。

今後も医療機関の事務業務量の課題を解決しつつ、「多くの待ち時間と短い診察時間」という患者さんの抱える社会的不満を医療DXの推進を通じて解決することを引き続き目指します。

この結果、セグメント売上高は2,676,552千円（前連結会計年度比41.0%増）、セグメント利益は680,304千円（前連結会計年度比63.7%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は8,683,488千円（前連結会計年度比33.3%増）となり、営業利益は2,301,471千円（前連結会計年度比32.7%増）、経常利益は2,309,512千円（前連結会計年度比34.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,726,894千円（前連結会計年度比37.0%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第18期 (2023年3月期) (前連結会計年度)		第19期 (2024年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
メディカルプラットフォーム事業	4,082,759千円	62.7%	5,422,111千円	62.5%	1,339,351千円	32.8%
スマートクリニック事業	1,898,790	29.1	2,676,552	30.8	777,761	41.0
その他事業	531,915	8.2	584,824	6.7	52,908	9.9
合計	6,513,466	100.0	8,683,488	100.0	2,170,022	33.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、67,569千円となりました。主な内容は、業務用PC22,876千円、札幌営業所の増床に伴う設備の取得8,348千円、東京本社の備品の取得6,863千円、業、レンタル事業の機器の取得6,249千円、広島営業所新設に伴う設備の取得5,730千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2023年3月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	6,513,466	8,683,488
経 常 利 益 (千円)	1,714,898	2,309,512
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,260,112	1,726,894
1株当たり当期純利益 (円)	76.61	97.35
総 資 産 (千円)	5,414,923	8,199,474
純 資 産 (千円)	4,046,873	6,037,288
1株当たり純資産 (円)	229.47	324.82

(注)当社では、第18期より連結計算書類を作成しております。当社は、2022年7月13日開催の取締役会決議により、2022年8月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第18期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2021年3月期)	第 17 期 (2022年3月期)	第 18 期 (2023年3月期)	第 19 期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	3,640,785	4,672,743	6,383,824	8,541,126
経 常 利 益 (千円)	773,705	1,023,481	1,684,965	2,271,488
当 期 純 利 益 (千円)	605,237	666,477	1,242,222	1,702,837
1 株当たり当期純利益 (円)	38.35	41.72	75.52	96.00
総 資 産 (千円)	1,824,871	2,722,771	5,308,352	8,081,707
純 資 産 (千円)	738,180	1,434,458	3,968,664	5,953,331
1 株当たり純資産 (円)	46.76	88.65	225.51	320.10

(注) 当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月10日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、2022年7月13日開催の取締役会決議により、2022年8月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第16期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社GENOVA DESIGN	5,000千円	100.0%	Webサイトの制作及び運用保守等の業務委託
智樹(大連)技術開発有限公司	1,360千人民元	100.0	Webサイトの制作及び運用保守等の委託

(4) 対処すべき課題

当社グループが事業を展開する医療業界における広告市場および医療システム市場は、今後も成長は持続するものと予測しております。このような環境のもと、当社グループの対処すべき課題としては下記を認識しております。

①既存事業の継続的な成長

持続的な成長を続けるためには、既存事業であるメディカルプラットフォーム事業及びスマートクリニック事業を通じた医療業界における顧客基盤の拡大、及び、顧客単価の向上が重要であると考えております。

既存事業においては、これまでサービス単価の観点から成約に至っていない層に向けた低単価サービスの企画開発を行うことで、顧客数の更なる拡大を目指してまいります。また既存の顧客に対しては、顧客の声を取り入れながらサービスの改善を行い、顧客満足度の向上やオプションサービス（メディカルプラットフォーム事業では、動画を組み込んだ記事作成、スマートクリニック事業では、QR決済機能オプション）等によるアップセルを図り、顧客単価の向上に努め、継続的な成長を目指してまいります。

②組織体制の強化

今後、日本では世界が経験したことのない高齢化社会を迎えようとしており、当社グループが属する市場においては、事業環境の変化がますます激しくなっていくことが予測されます。

このような変化に対応すべく、当社グループでは、顧客基盤の拡大、既存サービスの信頼性・利便性の強化及び新規事業開発等の様々な取り組みにより継続的な成長を図っていくことが必要であると考えております。その実行のためには、各事業フェーズに沿った組織デザインの整備及び多様なバックグラウンドを有する優秀な人材の採用・育成により、持続的成長が可能な組織体制をさらに強化していくことが重要であると認識しております。

このような組織体制の強化を実現するためにも当社グループでは様々な経営資源の活用により、事業環境の変化により生じる課題に取り組んでまいります。

③営業人員の平均勤続年数の向上

当社の今後の成長において、優秀な人材を適時に採用し、教育することは極めて重要であると考えております。当該状況の中、当社の営業社員の平均勤続年数は、当社の営業以外の社員と比べて短い傾向にあります。

当社では社歴・経験・年齢に関係なく、社内基準により昇給・昇格・インセンティブ給与と与えられる評価制度を採用しておりますが、営業人員の平均勤続年数の向上に向けて、各種研修の充実、モチベーションの向上、福利厚生の実質化等と職場環境のよりよい整備に努めてまいります。

④情報管理体制の強化

当社グループは、展開する各サービスの運営過程において、個人情報を含む顧客情報やその他の機密情報を取り扱っております。そのため、当社グループでは、情報管理体制を事業上の重要事項と認識しており、当該情報の取扱いについては、情報管理規程等や業務フローを定めて厳格に管理しております。また、全従業員を対象とした社内教育、当該情報管理体制の構築・運用に積極的に取り組んでおります。

なお、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得しており、情報管理の徹底を行っております。

⑤コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループが持続的成長により中長期的な企業価値を創出するには、利用者（患者）・医療関係者・従業員・地域社会等の多様なステークホルダーとの協働が不可欠と考えております。このような多様なステークホルダーからの信頼を得るためにはコーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制のさらなる強化により、公正・透明な経営を行うことが重要な経営課題と考えておりコンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を図ってまいります。

⑥財務上の課題

当社グループは、これまで金融機関からの借入に大きく依存せず、資金需要は自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした財務基盤を維持しており、優先的に対処すべき財務上の課題はありません。上記事業上の課題に対する対処及び継続的な設備投資を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを検討し、既存事業の営業キャッシュ・フローの改善等に対処するなど、財務体質のさらなる強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
医療プラットフォーム事業	医療メディアの運営および有償記事制作の請負
スマートクリニック事業	医療機関向け自動精算機・再来受付機やスマートレジの販売、LINEを使ったCRMサービスの提供、Chat GPTを活用したAI chatサービスの提供

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
支店	名古屋支店（愛知県名古屋市）、大阪支店（大阪府大阪市）、福岡支店（福岡県福岡市）
営業所	札幌営業所（北海道札幌市）、仙台営業所（宮城県仙台市）、金沢営業所（石川県金沢市）、沖縄営業所（沖縄県那覇市）、広島営業所（広島県広島市）

② 子会社

株式会社 GENOVA DESIGN	本社（東京都渋谷区）
智樹（大連）技術開発 有限公司	本社（中国遼寧省大連市大連高新技術産業園区）

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
メディカルプラットフォーム事業	204 (一) 名	36名増 (一)
スマートクリニック事業	55 (一)	5名増 (一)
その他事業	44 (一)	8名増 (一)
全社 (共通)	49 (26)	9名増 (一)
合計	352 (26)	58名増 (一)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 販売に携わる従業員は機能的に一体となってメディカルプラットフォーム事業、スマートクリニック事業及びその他のセグメントにおける営業活動を行っており、営業状況に応じて各々の商材を販売しているため、人数は各セグメントにおける販売実績を参考にして各々のセグメントに按分しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
322 (25) 名	53名増 (1名増)	28.9歳	3.5年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	300,000千円
株式会社七十七銀行	70,839
株式会社足利銀行	6,941

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 17,794,100株
- ③ 株主数 3,304名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
平瀬智樹	7,298,400株	41.0%
株式会社平瀬商店	1,333,200	7.5
株式会社日本カストディ銀行	724,700	4.1
内藤信至	601,800	3.4
石田克史	400,000	2.2
GENOVA従業員持株会	342,800	1.9
株式会社クレディセゾン	340,000	1.9
東京短資株式会社	300,000	1.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	221,400	1.2
SCBHKACLIECHTENSTEINISCHE LANDESBANK AG	210,000	1.2

(注) 自己株式は保有しておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第5回新株予約権について、当事業年度中の行使に伴い消滅しています。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2023年5月1日	2023年5月1日
新株予約権の数		2,049個	1,890個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 204,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 189,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 1,400円	新株予約権1個当たり 197,600円 (注1)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 125,100円 (1株当たり 1,251円)	新株予約権1個当たり100円 (1株あたり 1円)
権利行使期間		2025年7月1日から 2031年5月18日まで	2024年5月20日から 2029年5月19日まで
行使の条件		(注2)	(注3)
使用人の 保有状況	当社使用人	新株予約権の数 2,049個 目的となる株式数 204,900株 交付対象者数 9名	新株予約権の数 1,890個 目的となる株式数 189,000株 交付対象者数 9名

※ 提出日の前月末現在（2024年4月30日）における内容を記載しております。

(注) 1.新株予約権の発行に際して、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給し、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺しております。

2.新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2025年3月期、2026年3月期及び2027年3月期の3事業年度における当社の連結損益計算書に記載された連結売上高が、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。

(a) 発行会社の連結売上高が11,000百万円を超過した場合：行使可能割合 3分の1

(b) 発行会社の連結売上高が11,500百万円を超過した場合：行使可能割合 3分の2

(c) 発行会社の連結売上高が12,000百万円を超過した場合：行使可能割合 3分の3

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

3.新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。なお、当該行使可能割合の結果、行使可能となる本新株予約権に1個未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
 - (a) 割当日後 1 年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4 分の 1
 - (b) 割当日後 2 年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4 分の 2
 - (c) 割当日後 3 年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4 分の 3
 - (d) 割当日後 4 年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4 分の 4
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	平 瀬 智 樹	一般財団法人日本スウェーデン歯科学会 理事 株式会社平瀬商店 代表取締役
取 締 役	武 田 幸 治	取締役執行役員 経理部長
取 締 役	提 橋 由 幾	医療法人社団One-for-all 監事 NPO 法人キッズアートプロジェクト 理事 一般社団法人予防医療普及協会 代表理事 一般社団法人日本医療ベンチャー協会 理事 データインデックス株式会社 代表取締役CEO 一般社団法人国際医療健康交流機構 代表理事
取 締 役	福 井 元 明	株式会社Wells Partners 代表取締役 株式会社Wealth Tech Holdings 代表取締役 一般社団法人Q's Blanket 理事
取 締 役	鈴 木 孝 昭	弁護士法人MIA パートナー弁護士 税理士法人MIA 会計事務所 税理士 医療法人社団令秋会 理事 医療法人社団深志清流会 理事 医療法人社団奥山会理事
取 締 役	三 輪 綾 子 (加藤綾子)	順天堂大学附属病院 医師 一般社団法人予防医療普及協会 理事 東京産婦人科医会広報委員 母体保護法委員 THIRD CLINIC GINZA 院長
常 勤 監 査 役	佐 々 木 強	—
監 査 役	古 原 暁	あさひ法律事務所 弁護士
監 査 役	毛 利 篤 雄	H-1 税理士法人 公認会計士 Mooreみらい監査法人 公認会計士

- (注) 1. 取締役提橋由幾氏、取締役福井元明氏、取締役鈴木孝昭氏、取締役三輪綾子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役佐々木強氏、監査役古原暁氏、監査役毛利篤雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役毛利篤雄氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2023年6月22日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって日置真太郎氏、真野友義氏は取締役を退任しました。
6. 2023年8月31日をもって、常勤監査役後藤保夫氏は辞任により退任しました。
7. 2024年5月31日をもって、代表取締役社長平瀬智樹は一般財団法人日本スウェーデン歯科学会の理事を退任しました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人であり、保険料は全額当社で負担しております。補填の対象は、法律上の損害賠償金、争訟費用としております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年12月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名委員会及び報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の固定報酬の額等の決定方法について「役員報酬に関する内規」を定めております。

取締役の報酬等につきましては、「役員報酬に関する内規」に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その職責や貢献度、業務の遂行状況、他社水準等を参考に業務執行取締役が原案を作成して、報酬委員会の答申又は意見を踏まえたくうえで取締役会にて決定しております。監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会にて協議を行い、決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	96,100千円 (18,000)	96,100千円 (18,000)	-千円 (-)	-千円 (-)	8名 (4)
監査役 (うち社外監査役)	21,950 (21,950)	21,950 (21,950)	-	-	4 (4)
合計 (うち社外役員)	118,050 (39,950)	118,050 (39,950)	- (-)	- (-)	12 (8)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第16回定時株主総会において年額160,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は4名）です。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第16回定時株主総会において年額45,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

4. 取締役会は、代表取締役平瀬智樹に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
5. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は以下のとおりです。 社外監査役1名 600千円
6. 上記には2023年6月22日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び2023年8月31日をもって辞任した社外監査役1名が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
社外取締役	提 橋 由 幾	医療法人社団One-for-all 監事 NPO 法人キッズアートプロジェクト 理事 一般社団法人予防医療普及協会 代表理事 一般社団法人日本医療ベンチャー協会 理事 データインデックス株式会社 代表取締役CEO 一般社団法人国際医療健康交流機構 代表理事	特別の利害関係はありません。
社外取締役	福 井 元 明	株式会社Wells Partners 代表取締役 株式会社Wealth Tech Holdings 代表取締役 一般社団法人Q's Blanket 理事	特別の利害関係はありません。
社外取締役	鈴 木 孝 昭	弁護士法人MIA パートナー弁護士 税理士法人MIA 会計事務所 税理士 医療法人社団令秋会 医師 医療法人社団深志清流会 理事 医療法人社団奥山会理事	特別の利害関係はありません。
社外取締役	三 輪 綾 子 (加藤綾子)	順天堂大学附属病院 医師 一般社団法人予防医療普及協会 理事 東京産婦人科医会広報委員 母体保護法委員 THIRD CLINIC GINZA 院長	特別の利害関係はありません。
社外監査役	佐 々 木 強	－	特別の利害関係はありません。
社外監査役	古 原 暁	あさひ法律事務所 弁護士	特別の利害関係はありません。
社外監査役	毛 利 篤 雄	H-1 税理士法人 公認会計士 Mooreみらい監査法人 公認会計士	特別の利害関係はありません。

(注) 当社と兼職先との間に取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 提 橋 由 幾	<p>当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に医療業界における企業経営の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に医療に関する事業推進について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役 福 井 元 明	<p>当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に企業経営の見地や金融業界における見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にファイナンスや企業経営に関連する事項について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役 鈴 木 孝 昭	<p>当事業年度に開催された取締役会21回中20回に出席いたしました。</p> <p>主に医師及び弁護士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に法令及び各種規制について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役 三 輪 綾 子 (加藤 綾子)	<p>当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に産婦人科医師の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に女性の社会進出について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 後藤保夫	<p>当事業年度において、2023年8月31日の辞任までに開催された取締役会11回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。</p> <p>企業経営に携わり培った豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 佐々木強	<p>当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>企業経営に携わり培った豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 古原暁	<p>当事業年度に開催された取締役会21回中20回に、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 毛利篤雄	<p>当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び会計や税務等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

1.公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

20,000千円

2.当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

1.処分対象

太陽有限責任監査法人

2.処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

3.処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

なお、監査役会は、同監査法人が金融庁に業務改善計画を提出していること、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、ガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、および監査現場の改革等の施策を実施していること、当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、2021年2月26日開催の取締役会にて、「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制
 - i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、「コンプライアンス管理規程」を定める。
 - ii 「コンプライアンス管理規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全役員及び使用人に対し周知徹底を図る。
 - iii 「内部通報規程」に基づき社内外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - iv 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - v 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - vi 内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - vii 監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
 - viii 取締役及び使用人の法令及び定款違反等の行為については「賞罰委員会規程」を制定し、適正に処分を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役及び使用人の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」その他社内規則に基づき作成、保存、管理する。
 - ii 保存期間は、文書又は情報の種類、重要性に応じて「文書管理規程」その他社内規則に規定された期間とする。
 - iii 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i リスク管理の基礎として定める「コンプライアンス管理規程」に基づき、リスクを横断的に管理するコンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - ii 経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、リスクの状況を適時に把握、管理する。
 - iii 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、管理の状況について監査を行う。
 - iv 「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - v 当社商品及びサービスに関するクレーム等の風評被害が発生するおそれがある場合には、「リスク管理規程」に従い外部専門家と協力して迅速かつ適切な対応をとる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - ii 経営会議を原則月2回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社との間で定期的に経営状況及び財務状況の報告会を開く。
 - ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 「グループリスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
ロ. 子会社商品及びサービスに関するクレーム等の風評被害が発生するおそれがある場合には、子会社からの報告を受け、当社及び子会社が連携して、「グループリスク管理規程」に従い外部専門家と協力して迅速かつ適切な対応をとる。
 - iii 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

- . 当社は、子会社における意思決定について、子会社の「取締役会規程」、「職務権限規程」その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- iv 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループ行動規範を適用する。
 - . 子会社における内部統制システムの整備に関する指導及び支援を行う。
 - ハ. 当社監査役において子会社の監査役と意見交換を行い、連携する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査役が、その職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - i 補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - ii 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- ⑧ 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - i 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
 - ii 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

- ⑩ 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- i 当社は、子会社との間で予め、子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会若しくは監査役を介して又は直接に、当社の取締役、監査役、使用人に報告することができる体制を整備する。
 - ii 当社は、前項の体制により当社取締役又は使用人が、子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から報告を受けたときは、速やかに当社の監査役に報告する体制を整備する。
 - iii 前各項により報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 監査役は、取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ii 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
 - iii 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
- ⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- i 暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除宣言」を定める。
 - ii 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①全般

当社では、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査役監査の実効性の確保等について、取組みを実施しております。また、内部統制システムについて、取締役会の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

②取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役2名、社外取締役4名の合計6名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会、及び必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会には、取締役より業務管理状況及び業務執行の報告が行われており、経営における重要事項の審議・決議を行っております。

③コンプライアンスについて

当社は、当社の使用人に対し、社内研修の実施を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により、相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により決定することができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得や剰余金の配当等を取締役会の権限とすることで、機動的な財務施策並びに配当政策を実施することを可能とするためであります。

今後の配当政策の基本方針としましては、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,610,060	流動負債	2,125,992
現金及び預金	5,965,579	買掛金	159,635
売掛金	1,484,966	短期借入金	300,000
商品	31,055	1年内返済予定の長期借入金	56,945
仕掛品	5,198	未払金	233,231
その他	150,002	未払費用	262,812
貸倒引当金	△26,742	未払法人税等	510,504
固定資産	589,414	未払消費税等	208,398
有形固定資産	144,444	契約負債	305,138
建物附属設備	149,270	賞与引当金	40,000
車両運搬具	10,880	その他	49,324
工具、器具及び備品	148,538	固定負債	36,193
リース資産	19,202	長期借入金	20,835
その他	4,057	その他	15,358
減価償却累計額	△187,505	負債合計	2,162,185
無形固定資産	3,267	(純資産の部)	
その他	3,267	株主資本	5,777,525
投資その他の資産	441,702	資本金	773,241
投資有価証券	692	資本剰余金	673,241
敷金	177,416	利益剰余金	4,331,123
繰延税金資産	162,884	自己株式	△81
その他	100,708	その他の包括利益累計額	2,351
資産合計	8,199,474	為替換算調整勘定	2,351
		新株予約権	257,411
		純資産合計	6,037,288
		負債純資産合計	8,199,474

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		8,683,488
売上原価		2,130,297
売上総利益		6,553,190
販売費及び一般管理費		4,251,719
営業利益		2,301,471
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	82	
解約金収入	4,783	
受取手数料	3,568	
その他	248	8,682
営業外費用		
支払利息	555	
その他	86	641
経常利益		2,309,512
特別利益		
子会社清算益	10,284	
保険解約返戻金	21,825	32,109
税金等調整前当期純利益		2,341,622
法人税、住民税及び事業税	707,056	
法人税等調整額	△94,395	612,660
当期純利益		1,728,961
非支配株主に帰属する当期純利益		2,067
親会社株主に帰属する当期純利益		1,726,894

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 本 計
当連結会計年度期首残高	760,991	660,991	2,614,710	－	4,036,693
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	12,250	12,250			24,500
自己株式の取得				△81	△81
親会社株主に帰属する当期純利益			1,726,894		1,726,894
連結除外に伴う利益剰余金の増加額			△10,480		△10,480
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	12,250	12,250	1,716,413	△81	1,740,831
当連結会計年度末残高	773,241	673,241	4,331,123	△81	5,777,525

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配株主 持分	純 資 産 計 合 計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	1,687	1,687	－	8,492	4,046,873
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					24,500
自己株式の取得					△81
親会社株主に帰属する当期純利益					1,726,894
連結除外に伴う利益剰余金の増加額					△10,480
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	663	663	257,411	△8,492	249,583
当連結会計年度変動額合計	663	663	257,411	△8,492	1,990,415
当連結会計年度末残高	2,351	2,351	257,411	－	6,037,288

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,485,963	流動負債	2,092,181
現金及び預金	5,867,826	買掛金	159,635
売掛金	1,457,611	短期借入金	300,000
仕掛金	31,055	1年内返済予定の借入金	56,945
前払費用	2,848	長期未払費用	260,584
その他貸倒引当金	143,456	未払法人税等	246,053
	9,907	未払消費税等	503,885
固定資産	595,743	未払契約引当金	203,263
有形固定資産	143,654	賞与引当金	276,691
建物附属設備	149,270	長期借入金	20,980
車両運搬具	10,880	長期除去的負債	37,000
工具、器具及び備品	144,908	固定負債	27,141
リース資産	19,202	負債合計	36,193
その他減価償却累計額	4,057	長期借入金	20,835
無形固定資産	3,267	長期除去的負債	3,425
ソフトウェア	△184,666	その他	11,933
投資その他の資産	448,821	負債合計	2,128,375
関係会社株式	3,267	(純資産の部)	
関係会社出資	7,500	株主資本	5,695,919
投資有価証券	2,792	資本金	773,241
出資	692	資本剰余金	673,241
繰延税金資産	100	利益剰余金	673,241
繰入金及び保証金	160,984	その他利益剰余金	4,249,518
その他	176,144	繰越利益剰余金	4,249,518
	100,608	自己株式	△81
資産合計	8,081,707	新株予約権	257,411
		純資産合計	5,953,331
		負債純資産合計	8,081,707

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,541,126
売上原価	2,085,064
売上総利益	6,456,062
販売費及び一般管理費	4,198,406
営業利益	2,257,655
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	60
解約金収入	4,162
業務受託料	6,183
受取手数料	3,987
その他	77
営業外費用	
支払利息	555
その他	83
経常利益	2,271,488
特別利益	
子会社清算益	10,284
保険解約返戻金	21,825
税引前当期純利益	2,303,598
法人税、住民税及び事業税	695,844
法人税等調整額	△95,083
当期純利益	1,702,837

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	760,991	660,991	660,991	2,546,680	2,546,680	-	3,968,664	-	3,968,664
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	12,250	12,250	12,250				24,500		24,500
自 己 株 式 の 取 得						△81	△81		△81
当 期 純 利 益				1,702,837	1,702,837		1,702,837		1,702,837
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								257,411	257,411
当 期 変 動 額 合 計	12,250	12,250	12,250	1,702,837	1,702,837	△81	1,727,255	257,411	1,984,667
当 期 末 残 高	773,241	673,241	673,241	4,249,518	4,249,518	△81	5,695,919	257,411	5,953,331

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社GENOVA
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承 煥 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 内 紀 彰 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社GENOVAの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GENOVA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社GENOVA
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承 煥 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 内 紀 彰 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社GENOVAの2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算

書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社 GENOVA 監査役会
常勤監査役 (社外監査役) 佐々木 強 ㊟
社外監査役 古 原 暁 ㊟
社外監査役 毛 利 篤 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	(再任) ひら せ とも き 平 瀬 智 樹 (1978年2月5日)	1997年12月 株式会社テレウェイヴ入社 2000年4月 テレウェイヴリンクス取締役 2001年6月 同社常務取締役 2005年7月 当社設立、当社代表取締役社長（現任） 2013年4月 株式会社横浜フリエスポーツクラブ社外 取締役 2021年8月 一般財団法人日本スウェーデン歯科学会 理事 2023年8月 株式会社平瀬商店代表取締役（現任）	7,298,400株
	<p>【選任理由】 平瀬智樹氏を取締役候補者とした理由は、2005年に当社を設立して以来、当社グループの経営を指揮し、当社の成長を牽引し、企業経営と事業戦略に関する豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	(再任) たけ だ こう じ 武 田 幸 治 (1982年1月13日)	2007年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ）入所 2018年4月 当社入社、当社経理担当部長 2018年6月 当社取締役 2018年7月 当社取締役財務経理部長兼総務部長 2019年4月 当社取締役財務経理部長兼総務部長兼業 務部長 2019年6月 当社常務取締役財務経理部長兼総務部長 兼業務部長 2019年7月 当社常務取締役管理本部長兼財務経理部 長兼人事総務部長兼業務部長 2020年6月 当社取締役執行役員兼管理本部長兼財務 経理部長兼総務労務部長兼業務部長 2020年7月 当社取締役執行役員兼財務経理部長兼総 務労務部長兼業務部長 2020年10月 当社取締役執行役員兼総務労務部長 2021年9月 当社取締役執行役員 2022年4月 当社取締役執行役員兼上場準備室長 2022年1月 当社取締役執行役員（現任）	65,900株
<p>【選任理由】 武田幸治氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来、グループ全体の財務・経理・人事・業 務を所管し、当社グループ経営に必要な知識と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必 要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	(新任) うえ だ あき なお 上 田 明 尚 (1986年3月6日)	2010年4月 JPモルガン証券株式会社入社 2015年3月 みずほ証券株式会社入社 2020年8月 クレディスイス証券株式会社入社 2023年5月 当社入社、執行役員財務部長 2024年1月 当社上級執行役員財務部長 (現任) (重要な兼職の状況) Ueda Capital合同会社 代表社員	0株
【選任理由】 国内及び外資系証券会社での業務経験を活かし、国内の機関投資家対応のみならず、海外の機関投資家対応や今後の資本政策の知見を有しており、当社経営への管理体制の強化と監督を行っていくために適切な人材であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	(再任) 提橋由幾 (1982年1月2日)	2003年6月 株式会社メディシス設立、同社代表取締役 2012年3月 医療法人社団One-for-all監事 (現任) 2014年9月 NPO法人キッズアートプロジェクト理事 (現任) 2016年9月 一般社団法人予防医療普及協会設立 同法人代表理事 (現任) 2017年5月 一般社団法人日本医療ベンチャー協会設立、同法人理事 (現任) 2018年6月 当社取締役 (現任) 2019年6月 データインデックス株式会社代表取締役社長CEO (現任) 2021年6月 一般社団法人国際医療健康交流機構代表理事 (現任) (重要な兼職の状況) 医療法人社団One-for-all 監事 NPO 法人キッズアートプロジェクト 理事 一般社団法人予防医療普及協会 代表理事 一般社団法人日本医療ベンチャー協会 理事 データインデックス株式会社 代表取締役CEO 一般社団法人国際医療健康交流機構 代表理事	200,000株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>提橋由幾氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は医療機関の開業や経営支援、医薬品添付文書のデータベース事業を展開するなど医療従事者との人脈や医療業界への見識が広く、医療業界の専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場から関与いただく予定です。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	(再任) 福井元明 (1985年1月7日)	2008年4月 株式会社みずほ銀行入行 2019年2月 株式会社ファーストパートナーズ入社、 同社執行役員 2019年3月 株式会社Wells Partners設立、同社代 表取締役 (現任) 2020年6月 当社取締役 (現任) 2020年12月 株式会社IFA.com設立、同社代表取締 役 (現任) 2022年1月 一般社団法人Q's Blanket理事 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Wells Partners 代表取締役 株式会社Wealth Tech Holdings 代表取締役 一般社団法人Q's Blanket 理事	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>福井元明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は銀行での業務経験を活かし、資金調達、M&A、IPO支援等の金融に関連する各種コンサルティング業務を独立系ファイナンシャル・アドバイザーとして経営し、資産運用コンサルティングとして多くの会社の経営アドバイスを実施しており、会社経営について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に会社経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
6	(再任) すず 鈴 木 孝 昭 (1979年12月28日)	2016年6月 たかさき医療総合法律事務所（現弁護士 法人MIA法律事務所）設立 2017年1月 医療法人社団ルミエール監事（現任） 2017年12月 弁護士法人AIT医療総合事務所（現弁護 士法人MIA法律事務所）設立、同法人代 表弁護士 2019年7月 弁護士法人MIA法律事務所（現弁護士法 人MIA）パートナー弁護士（現任） 2020年2月 株式会社givers取締役（現任） 2020年6月 医療法人令秋会理事（現任） 2021年6月 当社取締役（現任） 2022年2月 医療法人社団深志清流会理事（現任） 2023年11月 医療法人社団奥山会理事（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人MIA パートナー弁護士 税理士法人MIA 会計事務所 税理士 医療法人社団令秋会 理事 医療法人社団深志清流会 理事 医療法人社団奥山会 理事	10,400株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>鈴木孝昭氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士及び医師として専門的な知識と経験を有しており、当社の属する医療業界への見識が広く、また法律の専門家として当社の属する各種法令・規則について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特にガバナンス面について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	(再任) み わ あや こ 三 輪 綾 子 (1984年6月30日) (戸籍上の氏名:加藤綾子)	2012年4月 順天堂大学医学部産婦人科学講座医師 (現任) 2019年7月 東京産婦人科医会広報委員 (現任) 2019年9月 一般社団法人予防医療普及協会理事 (現任) 2021年6月 当社取締役 (現任) 2021年9月 東京産婦人科医会母体保護法委員 (現任) 2022年4月 THIRD CLINIC GINZA開設、同院長 (現任) (重要な兼職の状況) 順天堂大学附属病院 医師 一般社団法人予防医療普及協会 理事 東京産婦人科医会広報委員 母体保護法委員 THIRD CLINIC GINZA 院長	8,800株
【選任理由及び期待される役割の概要】 三輪綾子氏を社外取締役候補者とした理由は、医師として専門的な知識と経験を有しており、当社の属する医療業界への見識が広く、また医師として蓄積された経験や知識から、社内にこれまで以上に多様な価値観を取り込むことが期待され、当該知見を活かして特に医療業界について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

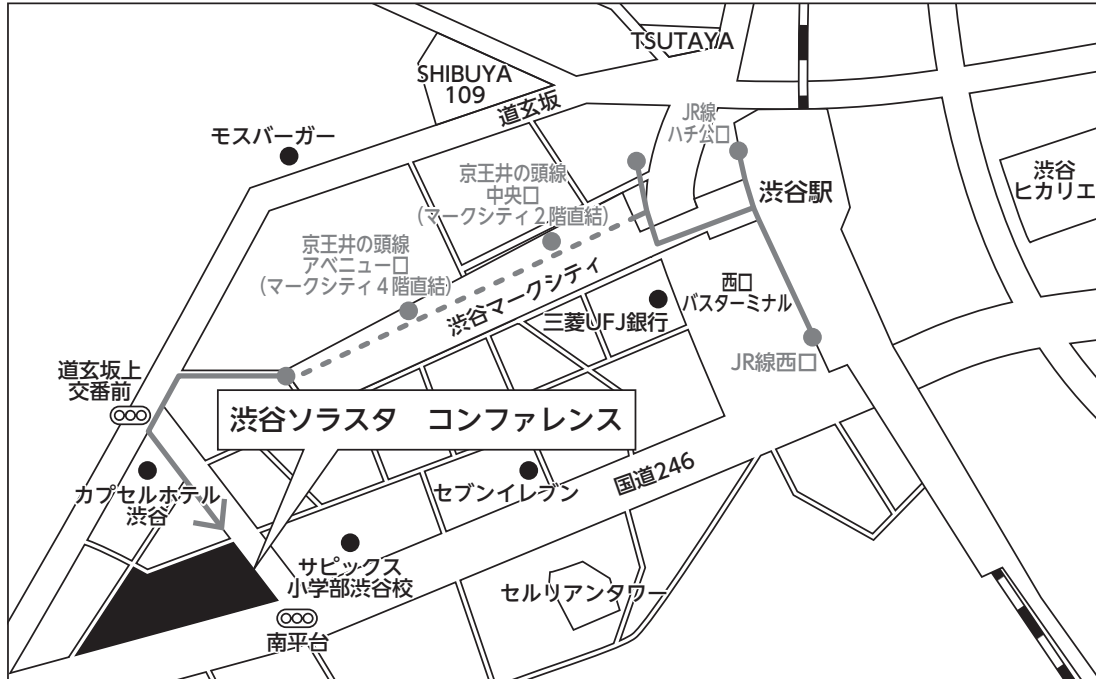
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平瀬智樹氏は、当社の大株主であります。
3. 提橋由幾氏、福井元明氏、鈴木孝昭氏、三輪綾子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、提橋由幾氏は6年であり、福井元明氏は4年であり、鈴木孝昭氏及び三輪綾子氏は3年となります。
4. 提橋由幾氏、福井元明氏、鈴木孝昭氏、三輪綾子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、提橋由幾氏、福井元明氏、鈴木孝昭氏、三輪綾子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、提橋由幾氏、福井元明氏、鈴木孝昭氏、三輪綾子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラストコンファレンス 4A
TEL 03-5784-2604



交通 J R渋谷駅より 徒歩約6分

※渋谷マークシティ出口より徒歩約2分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。

